

適格消費者団体の認定の有効期間の更新申請時の添付書類表

		消費者契約法第14条第2項	省略の可否	省略可能な場合
1	第1号	定款	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
2	第2号	不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類	不可	
3	第3号	差止請求関係業務に関する業務計画書	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
4	第4号	組織図等にその記載内容が真実であることを証する書面 (ガイドライン2.(3)ウ①)	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		活動に係る議事録 (ガイドライン2.(3)ウ②)	不可	
		事務所等の施設、物品等が確保されていることを証する書類 (ガイドライン2.(3)ウ③)	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		業務規定及びこれに添付された関連する規程等 (ガイドライン2.(3)ウ④)	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
5	第5号	業務規程	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
6	第6号イ	役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業を記載した書類	可	直前事業年度に係る報告の提出(消費者契約法第31条第6項)以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
7	第6号ロ	役員、職員及び専門委員の住所、略歴その他内閣府令で定める事項(電話番号その他の連絡先)を記載した書類	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
8	第7号	法第13条第3項第1号の法人の社員について、その数および個人または法人その他の団体の別(社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。)を記載した書類	可	認定日以後、変更していない。 (消費者契約法施行規則第12条第3項に定める軽微な変更を含む。)直前事業年度に係る報告の提出(消費者契約法第31条第6項)以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
9	第8号	直前の事業年度の財産目録 (ガイドライン2.(6)イ①)	可	直前事業年度に係る報告の提出(消費者契約法第31条第6項)以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		直前の事業年度の貸借対照表 (ガイドライン2.(6)イ①)	可	直前事業年度に係る報告の提出(消費者契約法第31条第6項)以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		直前の事業年度の収支計算書 (ガイドライン2.(6)イ①)	可	直前事業年度に係る報告の提出(消費者契約法第31条第6項)以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		更新後3年間における収支の見込みと算出根拠を具体的に記載した書類 (ガイドライン2.(6)イ②)	不可	
10	第9号	法第13条第5項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
11	第10号	差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
12	第11号	申請者の登記事項証明書 (消費者契約法施行規則第8条第2項第1号)	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		役員及び専門委員の住所又は居所を証する書類(6ヶ月以内に作成されたもの) (消費者契約法施行規則第8条第2項第2号)	可	変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		理事の構成を説明した書類(次に掲げる事項の説明を含む)各理事の関係する事業者の氏名又は名称、主たる事務所の所在地及びその行う事業の内容 (消費者契約法施行規則第8条第2項第3号イ)	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		理事の構成を説明した書類(次に掲げる事項の説明を含む)各理事の関係する事業者の間の特別の関係の有無及びその内容 (消費者契約法施行規則第8条第2項第3号ロ)	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		理事の構成を説明した書類(次に掲げる事項の説明を含む)各理事の関係する事業者の行う事業が属する業種 (消費者契約法施行規則第8条第2項第3号ハ)	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		理事の構成を説明した書類(次に掲げる事項の説明を含む)適用除外団体の書類(法第13条第3項第4号口後段の規定の適用を受けようとする場合の提出書類) (消費者契約法施行規則第8条第2項第3号ニ)	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)
		専門委員が消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者であること(消費者契約法施行規則第4条)及び法律に関する専門的な知識経験を有するものであること(消費者契約法施行規則第5条)を証する書類 (消費者契約法施行規則第8条第2項第4号)	可	認定日以後、変更していない。 変更の届出(消費者契約法第18条)を行っている。 (最終変更届出日 平成 年 月 日付け)

1 から 6 番、8 番、9 番、11 番の書類は、2 週間の公衆縦覧に供される (消費者契約法第15条第1項)

様式例（法第 17 条第 3 項関係）

		平成 年 月 日
内閣総理大臣 殿	更新申請期間（有効期間満了日の 90 日前から 60 日前までの間）となっているか	
申請者	名称 住所 電話番号（ ）	代表者名の記載及び代表者印の押印があるか
		印

認定更新申請書

消費者契約法第 17 条第 3 項の規定により，下記のとおり適格消費者団体の認定の更新を受けたいので，申請します。

記

1 名称

郵便番号 ー

2 住所

3 代表者の氏名

4 電話番号（ ） ー

ファクシミリの番号（ ） ー

電子メールアドレス

5 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地

郵便番号 ー

住所

電話番号（ ） ー

ファクシミリの番号（ ） ー

電子メールアドレス

注 1 不用な字句は消して使用すること。

2 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 番とすること。

3 申請書には法第 14 条第 2 項各号に掲げる以下の書類を添付すること。なお，既に内閣総理大臣に提出されている書類の内容に変更がないときは，その添付を省略することができる。

- ①定款又は寄附行為（法第14条第2項第1号）
- ②不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類（法第14条第2項第2号）
- ③差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）
- ④差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類（法第14条第2項第4号）
- ⑤業務規程（法第14条第2項第5号）
- ⑥役員、職員及び専門委員に関する書類（法第14条第2項第6号）
- ⑦法第13条第3項第1号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあつては、その構成員の数を含む。）を記載した書類（法第14条第2項第7号）
- ⑧最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類（法第14条第2項第8号）
- ⑨法第13条第5項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（法第14条第2項第9号）
- ⑩差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第2項第10号）
- ⑪申請者の登記事項証明書（法第14条第2項第11号及び施行規則第8条第2項第1号）
- ⑫役員及び専門委員の住所又は居所に関する書類であつて、申請の日前6月以内に作成されたもの（法第14条第2項第11号及び施行規則第8条第2項第2号）
- ⑬理事の構成が法第13条第3項第4号ロ（1）又は（2）のいずれかに該当するものでないことを説明した書類（法第14条第2項第11号及び施行規則第8条第2項第3号）
- ⑭専門委員が施行規則第4条及び第5条に定める要件に適合することを証する書類（法第14条第2項第11号及び施行規則第8条第2項第4号）